# 議会レポート

発行者 鈴鹿市議会議員 石田秀三

鈴鹿市伊船町 2 7 5 1 電話 71-0423

2005.4.28 1 2 3 FAX 71-2469

# 遊休地処分がすすむ

## 高塚町の市公社所有地を売却

鈴鹿フラワーパーク西側にある、鈴鹿市土地開発公社所有の土地2.8へクタールが、4月14日の入札で不動産や宅建業者に売却が決まりました。売却金額は5区画合計で4億287万円、市の予定価格3億2400万円から6千万円ほど上回りました。もとの「簿価」2億8千万円からみると、1億2千万円の儲けということになります。

公社所有地落札業者と落札価格

この土地は「既

A区画	久保田不動商事	7699万円
B区画	ウエストホーム	6 6 9 8 万円
C区画	名泗コンサルタント	7 4 0 0 万円
D区画	ハウスセンターオカベ	5 0 6 0 万円
E区画	名泗・クリエーティブヘイセイ	1億3430万円

存宅地」という ことで、来年の5 月までが宅地化 の期限です。そ のまま市が持っ ていれば、評価

がまったく下がってしまうので、早期処分が迫られていました。

#### まだまだ他にも多くある遊休地、早期処分を

この土地は15年も前、フラワーパークの「代替用地」として買い入れたものですが、その目的には使われず放置されていたもので、やっと解決がされました。他にも主に衣斐市長時代にあちこち買い上げた土地が、遊休地として残っています。私は議会でたびたび、このような遊休地を公共用地として利用できるもの以外は、早く処分すべきだと問題提起して来ました。今回の入札結果はそのひとつで、一歩前進です。

2001年の議会質問時点で、公社所有地のうち60億円ほどは「不良資産」だと指摘しましたが、今はどうなのか検証してみようと思います。

## 見晴らしの良い新庁舎工事現場

4月18日、議員による新庁舎工事現場の見学がありました。すでに外側は 15階まで壁や窓が取り付けられていますが、この年末の完成に向けて内装 工事が進められます。一同は工事用のエレベーターで13階の議会フロアー に昇り、さらに階段で14階の本会議場フロアーに上がりました。

思っていたより中の工事も進んでいましたが、太い鉄骨がむき出しで見えます。これほど頑丈な骨組みなら、大地震にも耐えられるかと納得できます。しかし、一同が歓声を上げたのは、窓から見える景色でした。鈴鹿の町並みが一望の下にあり、伊勢湾から知多半島、鈴鹿山脈などが何の妨げもなく見られます。天気がよければ、富士山やアルプスも見えるでしょう。

最上階の15階が「展望ロビー」として市民に開かれますが、ここは鈴鹿市の新しい名所になることが予想されます。この庁舎から、殿様のように領地を見下ろすのではなく、隅々の「民のかまど」が満たされているか、に思いをいたす所にしなければ、と思います。

## 図書館の開館時間、7時まで延長に

5月の連休明け、6日から市立図書館の平日の開館時間が、9時~5時から9時~7時になります。土日・祝日は5時まで、火曜から金曜が時間延長ということです。サービス向上策のひとつとして、実現しました。

図書館の充実を議会で提案してきた私としては、うれしいことですが、一方で正職員がへらされて司書の大半が1年契約の嘱託・パートにされていることは問題です。経験をつんだベテラン司書が養成されなくなれば、市民への行き届いたサービスは低下していきます。

ともあれ、今回の改善は、図書館と縁遠かった市民にとって、仕事帰りに でも気軽に立ち寄れるチャンスになります。利用人口が増えれば、それに応 えてサービスをするための予算、人員が必要になり、しっかりした運営が求 められる、というような前向きの話になっていくことが大事です。

#### [図書館のサービス]

入館はだれでもOKですが、貸出は鈴鹿市在住・在勤・在学の人に限られます。 貸出は一人5冊まで、2週間です。 本のリクエストも受け付けます。 パソコンからの蔵書の検索などもできます。

#### 「指定管理者制度」の条例が提案に

聞きなれない「指定管理者」という用語が、出てきました。簡単に言えば、これまで市直営または市の外郭団体で管理運営してきた公共の施設を、民間事業者にも参入をさせることになり、「市が指定した民間の施設管理者」を「指定管理者」と呼ぶものです。

#### 鈴鹿市の施設は、これからどうなるのか

鈴鹿市のいろんな施設は、これまでは「直営」=図書館や公民館、体育館、博物館など、「管理委託」=プールや球場などのスポーツ施設、農村環境センター、労働福祉会館などを「鈴鹿市事業管理公社」に委託する、の2本立てでした。今後はこれを見直して、改めて「直営」か「指定管理者」か、のどちらかを選択することになります。

4月18日の議員懇談会で、この手続きを定める条例の概要が提案されました。問題になると思う点は、市が指定管理者に選定する基準の中に「公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること」という文言です。施設管理を「安くあげる」ことを条件にすれば、市民に使いやすいサービスを提供することが、後回しにならないかという疑問が生じます。

6月議会には条例提案されますが、十分に議論したいと思います。

# 「九条の会すずか」が活動はじめる

憲法 9 条を守ろうと集まった市民の運動「九条の会すずか」が、 3 月 2 6 日に設立総会を開き、 1 8 0 人の参加でスタートしました。記念講演された憲法学者の森英樹先生は、「いま憲法は生き埋め状態になっているが、まだ息をしている」と、これからの運動と世論で憲法改悪をストップさせることを呼びかけました。

私も世話人の一人になりましたが、多彩な人たちが参加していて、とにかく9条を守ろうの一点に賛成する人はだれでもどうぞ、という開かれた組織になっています。

総会後の第1回の行事として、5月17日(火)午後7時 白子コミュニ ティセンターにて、パネルディスカッションが開かれます。

# ずいそう

# 中国・韓国への「戦争責任」

中国国内各地での「反日デモ」が、連日の話題になっている。日本の政治家、特に小泉首相の「靖国神社参拝」や、侵略戦争の事実を否定するような教科書の出現が、かつて日本の野蛮な侵略と植民地支配に苦しんだ中国や韓国の民衆の神経を逆なでしているということを、私たち日本人はもっと真剣に受け止めなくてはならない。

#### 戦争の反省と「靖国参拝」は相容れない

小泉首相は、「平和への願い」を込めて靖国神社へ参拝するというが、この理屈は世界の常識に反している。ドイツの政治家は、ナチスの墓に詣でることは決してしないし、それだけで政治家失格になるという。日本の靖国神社は、侵略戦争を行なった軍人を祀った特殊な宗教施設であり、ここに政治家が大挙して参拝するなどということは、世界の、とりわけかつて日本の侵略を受けたアジアの国々からすれば、とんでもないことなのである。

哲学者の梅原猛氏は、「愛国者というものは国という観念のみを愛し、その国の人間を少しも愛さないものだ」「小泉首相には隣国の人たちの苦しみを思いやる心がまったくなく、隣国との親善関係を壊し、日本の経済的繁栄にまでも暗い影を投げかけるような原因を作った」「私は、残念ながらこのような小泉首相を愛国者であるとは、とうてい思えないのである」と痛烈に批判している。

#### アジアの国々との友好こそ日本のとる道

先日、町内の旅行で「愛知万博」に出かけたとき、私は行列をさけて、アジアや太平洋の島国などのパビリオンを見て回った。どこの国にも、食べ物や衣服、家や家具、生活用具など、それぞれの多様な文化があるし、長い歴史や宗教、すばらしい文明があることを、改めて認識した。

こんなに多様な国々を、「大東亜共栄圏」として十把一からげに支配しようとした、60年前の日本を、侵略された側の人々はけっして忘れていないだろう。そんな想像力も持ち合わせない人物が、わが国の中心に堂々と座っているのでは、アジア諸国はますます日本への警戒心を強めるだろう。こんな物騒な連中には、早く退去してもらわねばならない。